生坂スカイスポーツ公園管理委員会会則

第１章　総　則

第１条 名　称

この団体の名称は、「生坂スカイスポーツ公園管理委員会」（以下、委員会）と称する。

第２条　 目　的

本委員会は次の目的の為に、組織運営される。

（１）生坂スカイスポーツ公園（以下、公園という）を「パラグライダー」「ハンググライダー」「模型飛行機」など航空スポーツの用に供するために管理・運営を行う。

（２）会員相互の親睦をはかり、健全な航空スポーツの振興に寄与する。

第３条 所在地

本委員会の所在地は、長野県東筑摩郡生坂村スカイスポーツ公園内に置く。

第２章　事　業

第４条　第２条の目的のために、次の事業を行う。

（１）公園施設の維持整備および管理

（２）公園利用に関する規約の制定と実施

（３）公園利用者を注意深く見守ること

（４）その他目的達成のために必要な事業

第５条　委員会は営利追及のための事業は行わない。

第３章会員

第６条 会員

１．公園施設を利用する為に年間登録を行った者は、性別、国籍のいかんを問わず 、委員会の会員としての資格を得る。

２．会員は、この会則及び他の関係諸規則、ルール、マナーを遵守し他の会員と互いに協力して施設を利用しなければならない。

３．会員は、年間登録後１年間の期間をもって会員としての資格を失う。

４．会員は、除名など強制的に資格喪失することはない。

５．会員は、自らの申し出により、退会する事が出来ることとし、期間の途中において退会した場合は、退会をもって全ての資格を失う。

第４章役員

第７条　役員

１．委員会に次の役員をおく

1. 会長 2. 副会長 3. 事務局長 4. 会計 5. エリア管理 6. 渉外 7. 一般役員

２．役員にはその役務に対し報酬などを与えることを妨げない。

第８条　 選任

１．役員は、会員又は直前期役員の総意により推薦を受け、会員総会においてその承認を得た者がその任にあたる。

２．役員が事情により退任した場合、役員会は会員の中から新たにその後任を 選任しその任につけることが出来る。

第９条 任期

役員の任期は、１年とし再任は妨げない。

第５章総会

第１０条 開催

１．総会の招集は、会長が行う。

２．役員会は、年度の終了する都度、全会員を対象として会員総会を開催しなければならない。

３．開催の連絡は、当該年度の会員全てに書面あるいはＥメールで連絡する。

４．開催の連絡は、当該年度の会員以外に連絡することを妨げない。

５．総会は、その総会の参加者で成立し、その過半数をもって議決する。

第１１条　 決議事項

１．総会は次の事項の承認決議をする。

（１）　決算及び事業報告の承認

（２）　予算及び事業計画の承認

（３）　会則改正の承認

（４）　次年度役員の承認

第６章 役員会

第１２条 役員会の能力・義務

１．役員会は、委員会の運営に関し全ての決定権を有するものとする。

２．役員会は、委員会の設立目的にのっとり、またこの会則に従って誠実に運営されなければならない。

第１３条 役員会開催

１．役員会は、その会計期間の始めに開催予定を立案し、定期的に開催しなければならない。

２．会長は臨時の役員会を開催することが出来る。

３．役員会は総数の２分の１以上の出席および委任があれば成立する。

４．会員は役員会を傍聴し、あるいは役員会に出席して意見を述べる権利を有する。

第１４条 議決事項

１．役員会は次の事項を審議・決定しなければならない。

（１）次年度の事業計画 予算案　　役員の担当
（２）決算報告　事業報告 次期役員の改選・推薦
（３）会費の額など会員に金銭的負担を求める事項に関すること
（４）補正事業、補正予算に関すること

２．役員会は次の事項を審議・決定することが出来る。
（１）会則及び諸規則の作成・改正
（２）その他運営に必要な事項

第８章会計

第１５条　事業年度
委員会の会計年度は毎年５月１日より翌年４月３０日までの一年間とする。

第１６条　委員会の収入は次の各項により構成する。
１．年間登録における年間登録費
２．一日登録費
３．スクール登録費
４．寄付金

第９章　その他

第１７条 役員会は、各施設の利用に関する規則（利用規則）を定めなければならない。
２．利用規則には、その利用者の故意または重大な不注意による場合を除きその結果が利用規則で定める禁止行為にあたるとしても、年間登録の取り消し、施設利用の停止、懲戒的労働、罰金の徴収などの懲罰を課する内容を含んではならない。
３．利用規則は、当該施設の利用者に配布、または見易い場所に掲示するなどして、利用者への周知を図らなければならない。

第１８条 年度中途の諸規則の制定改廃は、役員会で起案し、全会員に対し、書面で規則の通知を行い、通知後１０日以内に過半数の会員より異議のあった場合を除き成立する。

付則

第１９条　　この会則は平成１８年７月１日の総会により決定された。
第２０条　　この会則は平成１８年７月１日より施行する。